

人間ドックの健診日変更の取扱いが変わりました



人間ドックについて
詳しくはこちら



「人間ドック利用承認書」交付後に人間ドックの健診日を変更する場合、次のとおり取扱いが変わりましたのでご注意ください。

健診日変更の取扱い

- ① 利用者が健診機関に健診日を変更する旨を連絡
- ② 利用者が交付済の「人間ドック利用承認書」の健診日を訂正し利用
※訂正印は不要です。

※健診機関および人間ドックの種類を変更する場合は「人間ドック利用承認書再交付申請書」の提出が必要となりますので、ご注意ください。

インフルエンザ予防接種を受けた皆さんへ

～ 請求締切りのお知らせ ～

インフルエンザ予防接種助成事業の請求締切日等は次のとおりです。
まだ請求されていない方は共済事務担当課をとおして申請してください。
期日までに請求されないと助成を受けられませんので、ご注意ください。

請求締切日 **令和5年2月28日(火) 共済組合必着**

※所属所での提出期限については、共済事務担当課にご確認ください。
※請求方法など詳細については、「いばらき共済」令和4年10月号(No.337) および当組合ホームページ「共済組合からのお知らせ(医療健康課)」に掲載しています。申請するときは、記載もれ等がないよう請求書や領収書をご確認ください。

「共済組合からのお知らせ」は
こちら



令和4年度 歯周病検診未受診者の方へ

～ 歯周病検診事業を利用しましょう ～

受診期限が
迫っています

昨年5月に、令和4年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員の皆さんへ、歯周病検診を無料で受けられる受診券を配付しています。

歯周病は、進行すると歯を支える骨が溶けて歯を失う原因になり、また糖尿病等の生活習慣病との関連性も指摘されている病気です。

該当された方は5年に一度となるこの機会にご自身の健康維持のため受診しましょう。

受診期限 **令和5年3月31日(金)**

※「歯周病検診受診券」を紛失した場合は再交付しますので、「歯周病検診受診券再交付申請書」を提出してください。(当組合ホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます。)



お問い合わせ先

医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413